

埼玉県立がんセンター緩和ケア病棟入棟・退棟における基準について



多くの患者さんに緩和ケア病棟をご利用いただくため、入棟・退棟の基準があります。

<入棟基準>

緩和ケア病棟をご利用いただくにあたっては、国の定めにより、患者さん・ご家族と医師・看護師が面談をおこない、以下の基準が満たされているかなどを検討いたします。

1. 原則として、がんの患者さんであること
2. 患者さんが病名・病状を理解し、治癒を目的とした治療をしないことを理解されていること
3. 緩和が必要なつらさがあり、患者さん・ご家族が入棟を希望されていること。
4. 患者さん・ご家族が以下のことを了承されていること
 - ・病状の変化に伴って訪れる「もしも」のときは、延命処置（人工呼吸、心臓マッサージなどの心肺蘇生）を行わないことを理解されていること
 - ・緩和ケア病棟は長期療養の場ではなく、症状が安定しているときには退院や転院を検討することを理解されていること

<退棟基準>

入院後は、毎週の退院支援カンファレンスで、入院の継続が必要かどうかを検討させていただきます。以下のいずれかを満たす場合は、退院や療養場所の変更（在宅ケア、転院）をご相談いたします。在宅ケアや転院などに向けた準備も、お手伝いいたします。

1. 患者さん・ご家族が退院を希望されるとき
2. つらさの緩和のための薬剤調整などが直近で必要ない、症状が安定しているとき
3. 在宅や他施設での緩和ケアが可能と判断されるとき
4. がんの治癒を目的とした治療を希望されるとき
5. その他、入棟基準に合致しなくなったとき

★退院後も、状態に応じて、再入院についても検討させていただきます。

2026 年 2 月改訂